

日 薬 業 発 第 57 号  
令 和 元 年 5 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」及び  
「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」の  
公布について（介護保険関係）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

改元に伴い、元号表記の整理のための厚生労働省令の一部を改正する省令等  
（以下、改正省令等）が 5 月 7 日に公布・施行され、厚生労働省令等で定めら  
れる様式等の元号表記の改正が行われています。

これに伴い、介護保険関係では、（介護予防）居宅サービス・地域密着型介護  
給付費明細書の改正が行われたほか、厚生労働省老健局関係通知に定められた  
様式も改正省令等と同様の取扱いされます。

つきましては、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

老発 0507 第 1 号  
令和元年 5 月 7 日

各 

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」  
及び「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する  
告示」の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 1 号。以下「改正省令」という。）及び元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第 2 号。以下「改正告示」という。）については、本日公布され、同日施行されました。

このうち、当局所管の省令等の改正の概要等は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

## 記

### 第一 当局所管の省令及び告示の改正の概要

改元に伴い、次に掲げる厚生省令、厚生労働省令及び厚生労働省告示により定められた様式中の「平成」の語句を「令和」に改める等必要な改正を行ったものであること。

- (1) 介護保険法施行規則（改正省令第 7 条第 24 号関係）
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（改正省令第 7 条第 25 号関係）
- (3) 老人福祉法施行規則（改正省令第 8 条第 10 号関係）

- (4) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（改正省令第 67 条関係）
- (5) 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等に関する費用等の請求に関する省令（改正省令第 74 条関係）
- (6) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（改正省令第 75 条関係）
- (7) 介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（改正告示第 1 条第 5 号関係）

## 第二 改正省令及び改正告示の附則の概要

- 1 改正省令又は改正告示による改正前のそれぞれの省令又は告示で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令又は改正告示による改正後のそれぞれの省令又は告示で定める様式によるものとみなすこととしたこと。（附則第 2 条第 1 項関係）
- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。（附則第 2 条第 2 項関係）

## 第三 当局関係通知により定められた様式の取扱い

今回の省令及び告示改正に合わせ、当職始め当局から発せられた通知等により定められた様式についても改正省令及び改正告示による様式の改正等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。

なお、様式変更の主な方法は次の通りであること。

### (1) 交付、申請、許可等の年月日の記載欄

例： 「平成 年 月 日」 → 「令和 年 月 日」

### (2) 生年月日、初診日等過去の日時を特定するもの

例： 「平成 年 月 日」 → 「令和 年 月 日」

「平 . . . 」 → 「令 . . . 」

「/明治/大正/昭和/平成/」 → 「/明治/大正/昭和/平成/令和/」

「/明/大/昭/平/」 → 「/明/大/昭/平/令/」

以上

○厚生労働省令第一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

厚生労働大臣 根本 匠

(元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令  
(健康保険法施行規則の一部改正))

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(表面)及び様式第二号(表面)中「七号」を「七号」に改める。





様式第二の二(附則第二条関係)

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書

(介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用))

公費負担者番号										令和		年		月分	
公費受給者番号										保険者番号					
被保険者	被保険者番号 (フリガナ)										事業所番号 事業所名称				
	氏名														
	生年月日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 性別 1. 男 2. 女										所在地 〒				
	要支援状態区分 要支援1・要支援2														
	認定有効期間 1. 平成 2. 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで										連絡先 電話番号				
介護予防サービス計画	2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成										事業所番号 事業所名称				
開始年月日	1. 平成 2. 令和 年 月 日										中止年月日 令和 年 月 日				
中止理由	1. 非該当 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院 9. 介護医療院入所														
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要							
請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称														
	③サービス実日数	日	日	日	日	給付率(/100)									
	④計画単位数														
	⑤限度額管理対象単位数														
	⑥限度額管理対象外単位数														
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥														
	⑧公費分単位数														
	⑨単位数単価	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	合計							
	⑩保険請求額														
	⑪利用者負担額														
⑫公費請求額															
⑬公費分本人負担															
社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	%	受領すべき利用者負担の総額(円)		軽減額(円)		軽減後利用者負担額(円)		備考						